

帯広圏都市計画地区計画の決定（帯広市決定）

都市計画西13条やまと地区地区計画を次のように決定する。

1 地区計画の方針

名 称		西13条やまと地区地区計画
位 置		帯広市西13条南3丁目、南4丁目の一部 帯広市西14条南3丁目、南4丁目の一部
区 域		計画図表示のとおり
面 積		1.0ヘクタール
地区計画の目標		当地区は、帯広市の中心部から北西約2キロメートル、鉄道高架と帯広川の間位置し、隣接してパークゴルフ場・児童公園があり、市の中心部に近い良好な環境の住宅地として市街地が形成されつつある。 今回、民間の開発行為により住宅地の造成を行うことから、あわせて地区計画を定め、事業効果の維持・増進を図り、事業後に予想される建築物の用途の混在や敷地の細分化等による居住環境の悪化を未然に防止し、良好な住宅市街地の形成を図ることを目標とする。
区域の整備・開発・保全に関する方針	土地利用の方針	良好な住宅市街地にふさわしい、合理的な土地利用を図る。
	地区施設の整備の方針	当地区には、区画道路（幅員8M）を適正に配置し整備する。
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のように定める。 1 住宅市街地としての環境保全が図られるよう、地区の土地利用にふさわしい「建築物の用途の制限」を定める。 2 良好な住環境の形成に必要な敷地の確保を図るため「建築物の敷地面積の最低限度」を定める。 3 うるおいとゆとりあるまちなみが形成されるよう「建築物の壁面の位置の制限」を定める。

	4 冬の生活に必要な日照や眺望の確保と整然とした家並みの形成を図るため「建築物の高さの最高限度」を定める。 5 閑静なまちなみにふさわしい景観の形成が図られるよう「建築物等の形態又は意匠の制限」を定める。 6 道路に面する宅地の緑化推進の効果を高め、景観上うるおいのあるまちなみを形成するため「垣又はさくの構造の制限」として塀の高さの制限を行う。
--	--

2 地区整備計画

地 区 整 備 計 画 に 関 す る 事 項	地 区 の 名 称		西 1 3 条やまと地区地区計画	
	地区整備計画を定める区域		計画図表示のとおり	
	地区整備計画の区域の面積		1.0ヘクタール	
	地 区 の 細 区 分	低 層 専 用 住 宅 地 区	低 層 一 般 住 宅 地 区	
	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物及びこれに附属する建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1) 住宅（3戸以上の長屋を除く。） (2) 兼用住宅（建築基準法施行令第130条の3に規定する「住宅」をいう。 ただし、3戸以上の長屋を除く。） ア 理髪店、美容院、クリーニング取次店その他これらに類するもの イ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの ウ 出力の合計が、0.75キロワット以下の原動機を使用する美術品又は工芸品を制作するためのアトリエ又は工房 (3) 共同住宅（3戸以上のものを除く）	次の各号に掲げる建築物及びこれに附属する建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 兼用住宅（建築基準法施行令第130条の3に規定する「住宅」をいう。 ア 理髪店、美容院、クリーニング取次店その他これらに類するもの イ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これに類するもの ウ 出力の合計が、0.75キロワット以下の原動機を使用する美術品又は工芸品を制作するためのアトリエ又は工房 (3) 共同住宅	

地 建 区 築 整 物 備 等 計 関 画 する 項 事 画 項	建築 物 等 に 関 する 事 項	建築物の敷地面積の 最低制限	200平方メートル	同	左
		建築物の壁面の位置 の制限	敷地境界線（隅切部分は除く。）から建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の中心線までの距離の最低限度は、1メートルとする。 ただし、車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが、2.3メートル以下である場合はこの限りではない。	同	左
		建築物の高さの 最高限度	9メートル		
		建築物等の形態 又は意匠の制限	自己の用に供する広告物、看板類で次の各号の要件を満たすもの以外は設置してはならない。 (1) 一辺（脚長を除く。）の長さが1.2メートル以内 (2) 最大表示面積（表示面が2面以上のときはその合計が1平方メートル以内。 (3) 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観風致を損なわないもの。	同	左

地区整備計画	建築物等に関する事項	垣又はさくの構造の制限	門の高さは1.5メートル以下とする。 塀の高さは1.2メートル以下とする。 ただし、生け垣はこの限りではない。	同左
	備考		用語の定義及び算定方法については、建築基準法及び同法施行令の例による。	

理由

当該開発行為の事業効果の維持、増進を図り、建築物の用途の混在や、敷地の細分化などによる環境の悪化を未然に防止し、将来にわたって調和のとれた良好な市街地が形成されるよう、地区計画の決定を行うものである。

帯広圏都市計画西13条やまと地区地区計画
位置図



凡 例

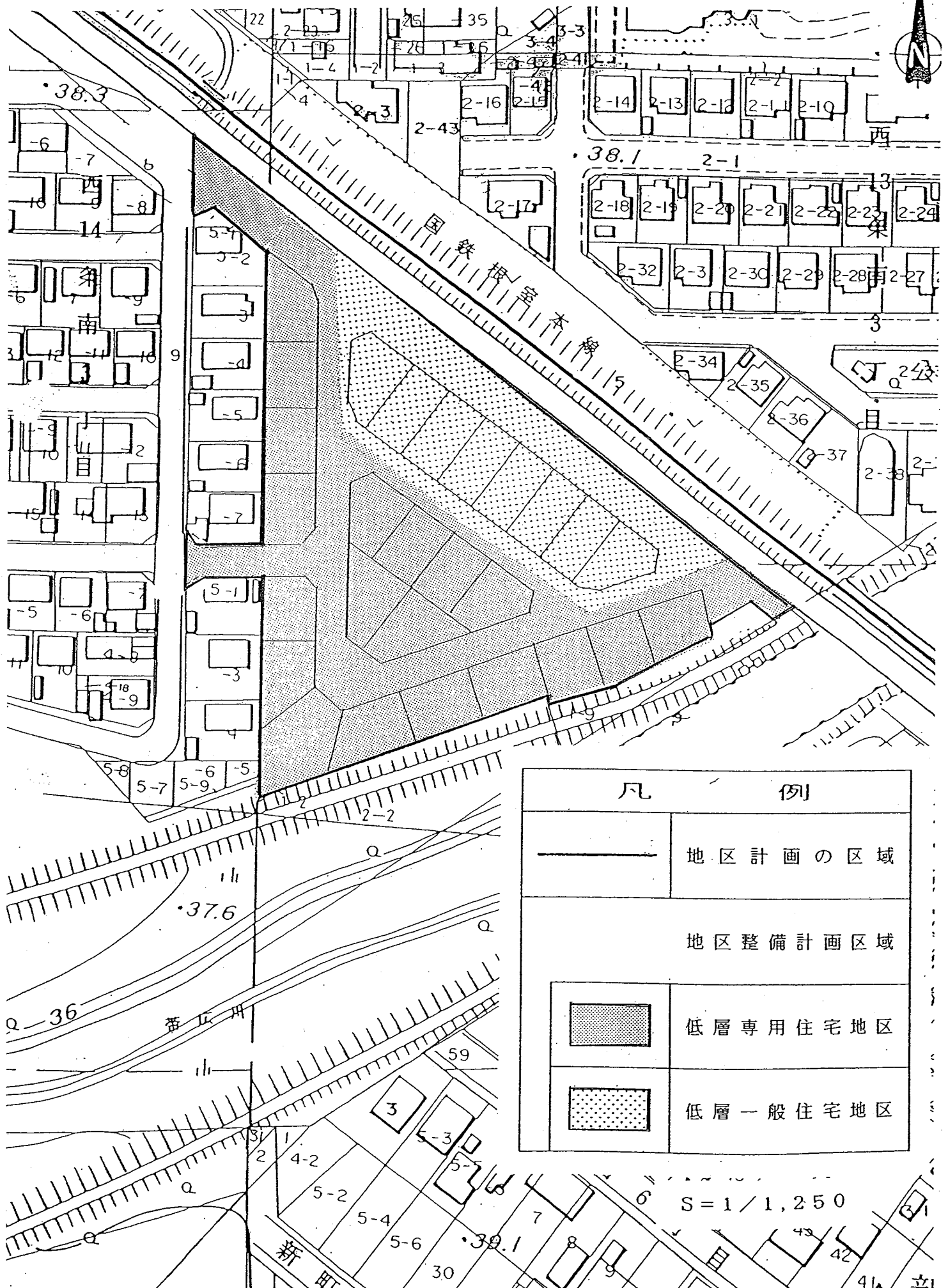


西13条やまと地区地区計画の区域

1 : 40,000

帯広圏都市計画西13条やまと地区地区計画

計画図



凡 例

	地区計画の区域
	地区整備計画区域
	低層専用住宅地区
	低層一般住宅地区

S = 1 / 1,250